

令和 6 年度



草津市 事業者 支援制度一覧

Business support system

インキュベーション施設の集積により、研究開発・新産業育成等の機能が充実！



立命館大学BKCインキュベータ

住所：草津市野路東一丁目1-1
(立命館大学びわこ・くさつキャンパス内)
(草津田上IC降りてすぐ・JR南草津駅より
近江鉄道バスで約20分)

用途：研究開発型の賃貸施設

規模：29~100㎡、30室

期間：5年以内

賃料：87,725円/月~

302,500円/月



滋賀県立草津SOHOビジネスオフィス

住所：草津市大路一丁目1-1

エルティ932・4F

(JR草津駅東口より徒歩1分)

用途：小規模事業者の活動拠点

規模：15~26.79㎡、20室

期間：3年以内

賃料：30,900円/月~

55,200円/月



滋賀県立テクノファクトリー

住所：草津市野路東七丁目3-46

(名神高速上り瀬田西ICから京滋バイパスで約10分)

用途：製品試作・技術開発等の賃貸工場

規模：200㎡、12棟

期間：5年以内

賃料：204,000円/月





01 草津市と草津商工会議所による経営相談窓口

くさつビズサポ(草津市ビジネスサポートセンター)

2024年1月
OPEN



草津市では、創業希望者や事業者が抱えるビジネス上の課題に対する相談・支援体制を構築することにより、特に近年増加する創業相談や支援ニーズに効果的・効率的に対応することを目的として、**草津商工会議所と共同で「くさつビズサポ(草津市ビジネスサポートセンター)」を設置し、創業や第二創業を中心に、創業前から創業後まで切れ目なく、ワンストップで事業者を支援**します。

個別相談(創業・経営)



コーディネータ: 笠井 智美

経営戦略、事業承継、経営幹部育成、採用・定着

創業期・事業承継期それぞれの成長課題に合わせた伴走支援を行います。

資格: JBIA認定インキュベーション・マネージャー
(一社)軍師アカデミー認定 経営者の軍師®
S級コンサルタント
(一社)日本経営心理協会認定
経営心理士・顧客心理士・組織心理士
キャリアコンサルタント(国家資格)他

マッチング支援



(草津商工会議所)

コーディネータ: 久家 伸丹

モノづくり改革、調達購買戦略、経営管理、人材育成

事業の現場・現実に即した情報収集、ヒアリングを行い、各種支援施策の活用や関係機関、専門家等の連携支援を行います。

コーディネータ: 小林 邦彦

地域活性化の提言、研修事業の企画

産学連携および企業間の連携に関する紹介・支援、草津市内での起業や第二創業の相談などを行います。また、立命館大学BKCインキュベータの入居企業の支援も行います。



(立命館大学びわこくさつキャンパス)

※立命館大学所属のコーディネータとして連携して取り組んでいます。

※ 経営スキル向上を目的としたセミナーやビジネスカフェ、交流会などを開催し、ビジネスネットワークの構築と仲間づくりをサポートします。
その他、支援を受けて創業された事例も発信していきます。
詳しくは、くさつビズサポのホームページ・SNSをご覧ください。

ホームページ



SNS



02 DX化に向けた取組を支援

【新規】DX人材育成支援補助金



市内の中小企業者等のDX推進を目的として、**DX人材の育成、強化および底上げの取組に向けた経費の1/2を補助**します。(限度額:…30万円 ※プロ人材を補助対象経費とした場合は、10万円上乗せします。)

■ 主な要件

- ・市内で事業を営む中小企業者であること。
- ・総務省が定める日本標準産業分類における「製造業」を除く業種であること。

■ 補助対象経費

- ・eラーニング等の受講に要する経費
- ・外部の講師を招いて実施する内部研修に要する経費
- ・外部研修の参加に要する経費
- ・外部の専門家を招いて技術指導を受ける費用
- ・プロ人材の活用に要する経費 等

・上記内容に変更が生じる場合があります。
・詳細が決定次第、草津市のホームページ等にて案内します。(募集開始予定:令和6年5月上旬頃)



03 市内での創業・第二創業を支援

創業支援補助金



創業ならびに支援機関による伴走支援を受けながら取り組む販路開拓に要する経費の2/3を補助します。
(限度額:50万円 ※別途条件を満たす場合上限の上乗せあり)

■ 主な要件

- ・申請時点で市内に居住し、住民登録を有すること。(法人設立の場合は除く)
- ・「新規創業(個人)」「新規創業(法人)」「法人成り」「第二創業」「事業承継」のいずれかに該当すること。
- ・大津市・草津市創業支援等事業計画における認定支援機関の支援を受けること。

詳細はこちら



特定創業支援等事業を受けた方への特例措置



創業コーディネータへの相談を含む「特定創業支援等事業」による支援を受けられた創業者は、以下の特例措置を受けることができます。(市から証明を受ける必要があります。)

■ 特例措置

- ・会社設立時の登録免許税の減免
- ・創業関連保証の特例
- ・日本政策金融公庫新規開業支援資金の貸付利率引き下げ

詳細はこちら



女性のチャレンジ応援塾(特定創業支援等事業)



起業等にチャレンジしたい女性のための草津市版起業塾(輝☆業塾)として、講演会や連続講座等を開催しています。
(毎年9~10月に開催)

■ 対象者

- ・起業に向けて準備中、もしくは起業して概ね1年未満の市内在住・在勤・在学、近隣市を活動拠点にしている女性
- ・連続講座(6回程度)を受講できること。
- ・塾生の募集に関する案内は、右記QRコードにて発信します。(7月頃予定)
- (※) 詳細は、草津市立男女共同参画センター(TEL:077-565-1550)まで

詳細はこちら



女性チャレンジ支援助成金



起業を目指して市内等で行う試行的な事業および本格的な立ち上げに係る経費の2/3を補助します。(上限5万円)
(その他、起業に必要な更なる知識を習得するためのセミナー、講習会等に参加する費用も対象となります。)

■ 主な要件

- ・女性のチャレンジ応援塾「輝☆業塾」を修了していること。
- ・市内に居住していること。 など
- (※) 詳細は、草津市立男女共同参画センター(TEL:077-565-1550)まで

詳細はこちら



産学連携スタートアップ事業補助金



県内の大学等と共同研究または受託研究開発などにより、新たな事業展開を図ろうとする方に対し、経費の1/2を補助します。

■ 主な要件

- ・市内で1年以上居住している個人または市内に1年以上本社(本店)がある法人
- ・国、県または市の他の制度による補助金を受けていないこと。

詳細はこちら



大学連携型起業家育成施設入居補助金



立命館大学BKCインキュベータに入居し、起業または新規事業展開を図ろうとする方に対し、入居賃料の一部を5年間補助します。
(入居施設:290円/㎡)

■ 主な要件

- ・立命館大学BKCインキュベータに入居する中小企業者または個人であること。
- ・施設を退去後、市内に立地する計画を有していること。

詳細はこちら



公的インキュベーション施設退去企業立地促進補助金



- ・公的インキュベーション施設を退去し、市内で事業展開を図るための事業所賃借料の1/2(限度額5万円)を3年間補助します。
- ・「高度モノづくり」「環境」「医療・健康福祉」「IT」に関連する製造業に該当し、工場または研究所等を賃借する場合は、限度額16万7千円/月を補助します。

■ 主な要件

- ・市内で事業展開を図ろうとする法人または個人であること。
- ・公的インキュベーション施設を退去してから1年以内であること。
- ・国や県等から事業計画の評価や認定等を受けていること。

詳細はこちら



市内で創業された方々のご紹介



本市では、市の支援制度を活用し、現在市内に立地いただいている方々をご紹介します。また、これから起業を目指す方へのアドバイスもいただいていますので、ぜひ参考にしてください。

■ 創業された方々の事業内容(一例)

- ・クラウド業務システムの設計・開発等
- ・オリジナル商品の販売、ECショップ運営
- ・結婚相談所の運営
- ・沖縄ハーブ(月桃茶)の開発、販売
- ・自転車ツアーを中心とした着地型観光および国内旅行の企画等

詳細はこちら



04 立地集積・設備投資を支援

企業立地促進助成制度(工場等設置助成金)



「高度モノづくり」「環境」「医療・健康福祉」「IT」の4分野における産業集積を図り、地域経済の活性化・雇用創出を図るため、投下固定資産(土地を除く)に対して**賦課された固定資産税・都市計画税の1/2を5年間**助成します。

■ 主な要件

- ・ 投下固定資産(土地取得費を除く)が、中小企業者は5千万円以上、大企業者は5億円以上であること。
- ・ 製造業における製造または加工の用に供する工場・研究所・事業所であること。

詳細はこちら



先端設備等導入計画に基づく設備投資支援



市の策定した「導入促進基本計画」に基づき、中小企業者が先端設備等導入計画を作成し、市の認定を受けた場合、取得した先端設備に係る**固定資産税の課税標準が3年間、1/2に軽減**されます。また、**従業員に対する賃上げ方針の表明を計画内に記載した場合は、令和6年3月末までに取得した場合は5年間、令和7年3月末までに取得した場合は4年間にわたって1/3に軽減**されます。(特例措置を受けるためには、別途、草津市税務課に申告書類等の提出が必要です。)

■ 主な要件

- ・ 計画期間において、労働生産性が年平均3%以上向上すること。(計画年数×3%以上)
- ・ 年平均の投資利益率が5%以上となることが見込まれること。
- ・ 認定経営革新等支援機関(商工会議所等)の事前確認を受けていること。
- ・ 市の認定を受けた後に取得する設備等であること。(認定時に取得済のものは対象外)

詳細はこちら



地域未来投資促進法に基づく設備投資に対する支援



県と市町で作成する基本計画に基づき、地域の特性を活かした新しい事業の展開や事業の拡張に取り組まれる事業者の方に対し、**課税(国税・県税)の特例措置**を受けることができます。

■ 主な要件

- ・ 「成長ものづくり」「医療・ヘルスケア」「環境・エネルギー」「デジタル関連」「観光・スポーツ」「物流」のいずれかに該当すること。
- ・ 高い付加価値を創出する事業であること。
- ・ 地域の事業者への相当の経済波及効果が見込まれること事業であること。
- ・ 「地域経済牽引事業計画」を策定し、県への申請・承認を受けること。

詳細はこちら



(※) 詳細は、滋賀県商工観光労働部産業立地課(TEL:077-528-3792)まで

【お問い合わせ先】

草津市役所 環境経済部 商工観光労政課
〒525-8588 滋賀県草津市草津三丁目13-30
TEL:077-561-2352
FAX:077-561-2486
E-mail:shoro@city.kusatsu.lg.jp
市ホームページ: <http://www.city.kusatsu.shiga.jp/>



草津市 産業全般

検索